

《鳴門市農業委員会 8月総会 議事録》

開催日時 令和4年8月29日(月) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫  
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治  
7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美  
10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子  
13番 林 博子 14番 平瀬 惣一 15番 小林 幸男  
16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治 19番 松浦 秀樹  
20番 向 栄治

欠席委員 18番 増金 義文

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件  
議案第3号 取消願について 2件  
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
②農地法第5条第1項第7号の規定による通知について 4件  
③農地法第5条第1項第8号の規定による届出について 1件  
④農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 1件  
⑤非農地証明願について 1件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年8月の農業委員会を開会いたします。  
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。  
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。  
委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。  
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。  
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。  
議事録署名人は、1番 石園委員、2番 稲木委員にお願いいたします。  
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。  
まず、『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 3件 >  
・申請番号1～3について申請内容説明

井上委員 3番。譲受人は現在、大麻町桧地区にていちご及び柿を栽培しています。  
申請地は、賃貸借契約を結んでいましたが、今回購入することとなり本申請となりました。取得後は引き続きいちご及び柿を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからご意見を願います。

高田委員 7番。譲受人は、里浦町里浦地区にて甘藷を栽培しています。  
申請地には甘藷が作付されており、取得後も継続して甘藷の栽培を行う計画となっております。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号3番について、地元委員さんからご意見を願います。

井上委員 譲受人は、大麻町桧地区にてレタスを栽培しています。  
申請地は、現在休耕地となっておりますが、取得後は榊を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。  
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見を願います。  
申請番号1番について、地元委員さんからご意見を願います。

井上委員 3番。申請地は、極楽寺の南東に位置する農地です。  
申請人は農業を引退しており、申請地の隣地を新規就農者に貸し付けています。申請地には、申請人の親の代から農業用倉庫がありましたが、この度、農地法上の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。  
事業計画では、申請地全体が土間コンクリートで舗装されています。  
排水は雨水のみであり、隣接する自己所有農地、及び地先(ちさき)水路に放流する計画で、地元水利組合の同意も得ているため許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、極楽寺の南東 約350mに位置しており、市街化調整区域内で、10ha以上の農地の広がりのある第1種農地に該当します。  
第1種農地は農地転用が制限される土地ですが、本件は農地転用の不許可の例外である、農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当しており、許可することができます。  
また、農業振興地域内農用地いわゆる青地でございましたが、令和4年8月に今回の申請と同目的で軽微な変更申請がなされており、農業用施設用地へ用途変更が行われています。  
申請地には、申請人が相続する平成24年よりも前から農業用倉庫が設置されましたが、申請地も含めて貸し付ける手続きを進めていたところ、農地法上

の手続きが行われていなかったことが判明したため、本申請により適法状態とするものです。

今後この倉庫は、先ほど説明がありました新規就農者に貸し付けられる予定です。

なお、本申請にあたり、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

周囲農地への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長                   それではおはかりいたします。  
申請番号1番について承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号1番については原案どおり承認といたします。  
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第3号』許可処分の取消願についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長               <3. 取消願について 2件>  
                                  ・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長                   申請番号1番及び2番について、●●委員の親族が関わる案件であることから、「鳴門市農業委員会会議規則」第19条「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない。」の規定に基づき、●●委員には本案件の審議開始終了まで退席をお願いします。

【●●委員   一時退席】

谷口会長                   それでは、事務局より案件の説明を求めます。

事務局係長               本件は、申請番号1、申請番号2共に今年4月の総会で許可した案件について、その許可を取り消すものです。

申請地は、いずれも鳴門東小学校から北へ約900mに位置しており、周囲を山林・宅地・県道鳴門公園線に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲受人は市内で主に解体業を営む法人です。既存の資材置場が手狭になったため、休耕地であった申請地を購入して資材置場に転用する計画でした。

この度、申請番号2の売買が中止となったことから転用計画自体が白紙となった為、隣接地である申請番号1と併せて許可の取消願が提出されたものです。

谷口会長                   それではおはかりいたします。申請番号1番及び2番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同                   <異議なし>

谷口会長                   申請番号1番及び2番については原案どおり承認といたします。  
本案件の審議が終了しましたので、●●委員の入室をお願いします。

【●●委員   着席】

谷口会長 以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります  
まず事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件 >  
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。  
申請番号1番の案件について、地元委員さからのご意見をお願いします。

濱堀委員 11番。申請者は大津町で蓮根及びび梨を生産する農家です。  
申請地には蓮根が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。  
以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。  
次に『議案第5号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 < 5. 報告事項 12件 >  
①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 5件  
②農地法第5条第1項第7号の規定による通知について 4件  
③農地法第5条第1項第8号の規定による通知について 1件  
④農地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
(農業経営基盤強化促進法)  
⑤非農地証明願について 1件

谷口会長 ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

委員一同 < 異議なし >

谷口会長 他にございませんか。無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。  
以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。  
事務局、何かありますか。

事務局 特にありません。

谷口会長 他にございませんか。  
それでは、これもちまして令和4年8月の総会を終了いたします。

閉会 午後2時29分  
令和4年8月29日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 石園 順市

議事録署名者 稲木 伸頭